



# 島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 38 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	( 経 営 支 援 課 )	1
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	( " )	9
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	( " )	9
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	( " )	9
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	( " )	10
島根県環境資金融資要綱の一部改正	( " )	10
病院局訓令		
病院局職員の任免発令式の様式	( 医 療 対 策 課 )	11
島根県病院局被服等貸与規程	( " )	11

## 告

## 示

### 島根県告示第38号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 号中「資本」を「資本金」に改める。

第 4 条第 2 項中ただし書を削る。

第 6 条第 1 号ただし書中「一般融資のうち経営基盤強化資金にあっては融資対象業種を営んでいる期間が 2 年以上の者、」を削り、同条第 7 号中「、会社整理」を削る。

別表を次のように改める。

島根県中小企業制度融資一覧

別表(第4条、第6条-第8条関係)

制度融資の種類	資金名	融資対象者	融 資 条 件								申込先	金融機関
			資金使途	融資限度	融資利率	融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否(保証料率)		
一般融資	一般設備資金	中小企業者又は組合であって、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの (1) 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改築又は改装 (2) 事業の用に供するための既存建物の取得 (3) 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金	80,000,000円	年 2.0パーセント	12年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要件 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 島根県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。) 信用金庫 信用協同組合(以下「信用組合」という。) 島根県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。) 農協 農協同組合(以下「農協」という。) 漁業協同組	普通銀行 商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。) 信用金庫 信用協同組合(以下「信用組合」という。) 島根県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。) 農協 農協同組合(以下「農協」という。) 漁業協同組



<p>画を有する個人若しくは中小企業者である会社（以下「創業者」という。）又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合であって、創業のための資金を必要とするもの</p>	<p>30,000,000円 ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、設備資金と運転資金との合計額が15,000,000円又は自己資金額のいずれか低い方とする。</p>	<p>7年以内</p>	<p>月賦</p>	<p>資金額が15,000,000円を超える部分については、取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>ト以上1.7パーセント以下</p>	<p>商工会 会</p>	<p>信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>画を有する個人若しくは中小企業者である会社（以下「創業者」という。）又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合であって、創業のための資金を必要とするもの</p>	<p>120,000,000円</p>	<p>12年以内</p>	<p>1年以内 据置き 元金均等 月賦</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要 （年0.4パーセント以上1.7パーセント以下）</p>	<p>商工会 商工会 中央会 商工会連 会</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>画を有する個人若しくは中小企業者である会社（以下「創業者」という。）又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合であって、創業のための資金を必要とするもの</p>	<p>50,000,000円</p>	<p>10年以内</p>	<p>1年6箇 月以内据 置き 元金均等</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要 （年0.4パーセント以上）</p>	<p>商工会 商工会 中央会 商工会連 合</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合</p>

<p>経営革新支援資金</p>	<p>合である、次のいずれかの要件に該当するもの                  (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調定士の推薦を受けていること。                  (2) 再生の見込みのある企業として、島根県中小企業再生支援協議会の支援を受け、かつ、再生計画を策定している企業であって、同協議会の推薦を受けているものであること。                  (3) 県内の各中小企業支援センターの支援を受けている企業であって、再生の見込みのある企業として、同センターの推薦を受けているものであること。</p>	<p>設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円</p>	<p>年 1.7パーセント</p>	<p>設備資金 12年以内 運転資金 7年以内</p>	<p>月賦 1年以内 据置き 元金均等 月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要件 (年 0.4パーセント以上 1.7パーセント以下)</p>	<p>商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
-----------------	---	--	-------------------	---	--	-----------------------------	----------------------------	---	---	--

人にやさしい環境整備支援資金	中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 従業員の労働環境の整備のための事業を実施するもの (2) 子育て支援のための施設・設備を整備するもの (3) しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているもの (4) その他知事が特に認めた事業を実施するもの	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年 1.7パーセント	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
買物の場整備支援資金	中小企業者又は組合であって、ため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) その他知事が特に認めた事業	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年 1.7パーセント	設備資金 12年以内 ただし、中山間地域商業関連については15年以内、運転資金7年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
長期経営安定緊急資金	経済的環境の変化により、一時的に売上の減少による業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者又は組合であって資金を必要とするもの	運転資金	年 2.2パーセント	8年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね

緊急融資	セーフティネット資金	中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの (1) 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権（売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）又は前渡金に係る返還請求権をいう。）の回収に困難を来しているもの (2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの (3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの (4) その他、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの	運転資金 80,000,000円	年 2.3パーセント	8年以内	1年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
災害復旧資金	中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けたもの (2) 災害によって売上の減少等の	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年 1.7パーセント	12年以内	2年以内 据置き 元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	原則として不要	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協	

	間接的な被害を受けたもの	その都度知事が別に定めるところによる。	下)	J F しまね
災害対策特別資金	中小企業者又は組合であって、次のいずれかの災害により早急な金融対策が必要と知事が認められたもの (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受けた災害 (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害 (3) その他知事が認められた災害			普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね
経済変動等資金	経済環境の著しい変動等により県内中小企業の経営の安定に著しい支障を来すおそれがあり、早急な金融対策が必要と知事が認められたもの	その都度知事が別に定めるところによる。		普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね

注 1 長期経営安定緊急資金の取扱期間は、平成20年3月31日保証承諾分までとする。

注 2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。

- (1) 法人の場合にあっては、代表者及び必要に応じて次のいずれかに該当する者
  - ア 組合役員
  - イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者（当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）
  - ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
  - エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- (2) 個人の場合にあっては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
  - ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）
  - イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
  - ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

## 附 則

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成19年 4月 1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第274号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成 3 年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（事業内容の変更等）

第 9 条の 2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

## 附 則

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成19年 4月 1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第275号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成 3 年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（事業内容の変更等）

第 9 条の 2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

## 附 則

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成19年 4月 1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第276号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第3号中「昭和59年行政管理庁告示第2号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件）」を「日本標準産業分類」に改め、同条第5号ア及びイ中「資本」を「資本金」に改める。

第6条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成19年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

#### 島根県告示第277号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号中「昭和59年行政管理庁告示第2号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件）」を「日本標準産業分類」に改め、「（以下単に「製造業」という。）」を削り、同条第4号ア及びイ中「資本」を「資本金」に改め、同条第7号イ中「商法（明治32年法律第48号）による会社の整理又は特別清算手続」を「会社法（平成17年法律第86号）による特別清算手続」に改め、同号エ中「（昭和27年法律第172号）」を「（平成14年法律第154号）」に改める。

第6条第2号中「年1.2パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成19年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

#### 島根県告示第278号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「自らの行為に係る」を削る。

第5条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善（石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工

法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に要する経費

第 5 条第 1 項第 3 号中「において、ダイオキシン排出低減のための施設」を削り、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同項第 8 号中「10パーセント」を「5パーセント」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 9 号を同項第 7 号とし、同項第10号中「エネルギー効率化施設」を「リサイクルエネルギー利用施設」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第11号を同項第 9 号とし、同項第12号を同項第10号とし、同号の次に次の 2 項を加える。

(1) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に要する経費

(2) 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に要する経費

第 5 条第 1 項第13号を削る。

第 6 条第 2 号中「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

第16条中「第 5 号」を「第11号」に改める。

附 則

1 この告示は、平成19年 4月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成19年 4月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 病 院 局 訓 令

島根県病院局訓令第 1 号

本局  
病院

病院局職員の任免発令の様式を次のように定める。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

病院局職員の任免発令の様式

病院局職員の任免発令の様式については、職員の任免発令式(昭和32年島根県訓令第14号)を準用する。

島根県病院局訓令第 2 号

本局  
病院

島根県病院局被服等貸与規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県病院局被服等貸与規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員(島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第 1 号)第 2 条に規定する本局の課及び同規程第 7 条に規定する病院(以下「所属」という。)に属する職員(臨時の職員を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、労務の安全及び業務の能率向上を図るため、被服その他の物品を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与品を受けることができる職員の範囲)

第 2 条 この規程により貸与品(被服その他の物品で、指定した業務に従事する職員に一定の期間貸与するものをいう。以下同じ。)の貸与を受けることができる職員は、別表の対象職員欄に掲げる者(以下「対象職員」という。)とす

る。ただし、所属の長（以下「貸与品管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対して貸与することができる。

（貸与品の貸与品目等）

第3条 貸与品の貸与品目及び貸与数は、別表に掲げるとおりとする。ただし、貸与品管理者は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げる貸与品以外のものを貸与すること又は貸与品を貸与しないことができる。

（貸与品の形状等）

第4条 貸与品の形状、規格等は、本局局長が別に定める。

（共用品の貸与等）

第5条 貸与品管理者は、職員に共用品（当該所属に備え付けられている被服その他の物品で、これを必要とする業務に従事する職員にその都度貸与するものをいう。以下同じ。）を貸与することができる。

2 共用品の品目の範囲は、本局局長が別に定める。

（貸与手続）

第6条 貸与品の貸与を受けようとする対象職員は、貸与品貸与申請書（様式第1号）を貸与品管理者に提出しなければならない。

2 共用品の貸与を受けようとする職員は、別に定める共用品貸出簿に必要な事項を記入しなければならない。

（貸与品等の取扱い）

第7条 職員は、貸与品又は共用品を適正に管理し、及び使用しなければならない。この場合において、貸与品にあっては、別表に定める標準期間以上継続して使用できるように努めなければならない。

2 職員は、貸与品又は共用品の原形を改変してはならない。

3 職員は、貸与品又は共用品を職務外において使用し、又は他人に使用させてはならない。

（貸与状況の管理）

第8条 貸与品管理者は、貸与品及び共用品の貸与状況を、帳簿等により明らかにしておかななければならない。

（貸与品の返納）

第9条 対象職員は、貸与品の貸与期間中に配置換、転職若しくは休職を命ぜられたとき、引き続き1年を超える期間職務に従事しないこととなったとき又は退職したときは、貸与品を貸与品管理者に返納しなければならない。ただし、再使用が不能の貸与品は、対象職員に無償又は適正な価格で譲渡することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、貸与品の貸与を受けている対象職員が配置換後においても引き続き貸与の対象となる職務に従事するときは、当該対象職員は、引き続き当該貸与品の貸与を受けることができる。

（き損等の報告及び再貸与）

第10条 職員は、貸与品又は共用品を亡失し、又は著しくき損したときは、直ちに貸与品管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、貸与品の再貸与を受けようとする対象職員にあっては貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書（様式第2号）により、その他の者にあってはき損・亡失届（様式第3号）により行わなければならない。この場合において、貸与品又は共用品をき損した職員は、当該き損した貸与品又は共用品を併せて提出しなければならない。

3 貸与品管理者は、第1項の報告があった場合において必要があると認めるときは、再貸与することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の規定により貸与された貸与品については、この規程の相当規定により貸与されたものとみなす。

## 別表 ( 第 2 条、第 3 条、第 7 条関係 )

## 1 中央病院

項	対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	標準期間
1	医師及び歯科医師	診察衣	5	5 年
2	薬剤科、放射線技術科、検査技術科、臨床工学科、リハビリテーション技術科及び地域医療連携科に勤務する職員、歯科スタッフ、心理スタッフ並びに栄養管理科に勤務する栄養士	診察衣	5	5 年
3	助産師、看護師及び准看護師	看護衣	5	5 年
		シューズ又はサンダル	1	1 年
4	調理師	調理服 ( 冬 )	3	3 年
		調理服 ( 夏 )	3	3 年
		ズボン	1	1 年
		長靴	1	3 年
5	施設管理技師	作業衣 ( 冬 )	2	3 年
		作業衣 ( 夏 )	2	3 年
6	営繕技術員	作業衣 ( 冬 )	2	4 年
		作業衣 ( 夏 )	2	4 年

## 2 湖陵病院

項	対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	標準期間
1	医師	診察衣	3	3 年
2	看護局に勤務する職員	看護衣 ( 冬 )	3	3 年
		看護衣 ( 夏 )	3	3 年
		シューズ又はサンダル	2	1 年
		革靴	1	1 年
		作業衣	1	4 年
		シャツ ( 夏 )	2	4 年
3	薬剤科に勤務する職員、検査スタッフ及び心理スタッフ	診察衣	3	3 年
4	デイケアスタッフ	作業衣 ( 冬 )	1	4 年
		作業衣 ( 夏 )	2	4 年
5	リハビリスタッフ	看護衣 ( 冬 )	3	3 年
		看護衣 ( 夏 )	3	3 年
		作業衣 ( 冬 )	1	4 年
		作業衣 ( 夏 )	2	4 年
6	栄養士	診察衣	3	3 年
7	調理師	調理服 ( 冬 )	3	3 年
		調理服 ( 夏 )	3	3 年
		作業ズボン又はスカート	1	1 年
		長靴 ( ドライ仕様 )	1	3 年
		調理帽子	2	2 年
8	施設管理技師	作業衣 ( 冬 )	2	4 年
		作業衣 ( 夏 )	2	4 年

		作業靴	1	3年
		作業帽子	1	3年
9	営繕技術員	作業衣(冬)	2	4年
		作業衣(夏)	2	4年
		作業靴	1	3年
		作業帽子	1	3年
10	運転技師	作業衣(冬)	2	4年
		作業衣(夏)	2	4年

様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

( 所属長 ) 様 年 月 日

所属名  
職 名 氏 名 印

貸 与 品 貸 与 申 請 書

貸与品の貸与を受けたいので、島根県病院局被服等貸与規程第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与品目
- 2 規格
- 3 数量
- 4 対象職務及びその 1 月当たりの従事日数

様式第2号(第10条関係)

(所属長) 様

年 月 日

所属名

職 名 氏

名 印

貸与品き損・亡失届及び貸与品再貸与申請書

下記のとおり貸与品を( き損 亡失 )したので、島根県病院局被服等貸与規程第10条第2項の規定により再貸与を申請します。

記

- 1 貸与品目
- 2 規格
- 3 数量
- 4 き損の程度及び理由又は亡失の理由

様式第 3 号 ( 第10条関係 )

( 所属長 ) 様 年 月 日

所属名

職 名 氏 名 印

き 損 ・ 亡 失 届

下記のとおり ( き 損 亡 失 ) したので、島根県病院局被服等貸与規程第10条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 品目
- 2 貸与品、共用品の別 ( 貸与品 共用品 )
- 3 規格
- 4 数量
- 5 き損の程度及び理由又は亡失の理由

